情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会

中間取りまとめ

- 1 これまでの経過
- 2 情報公開・提供の類型化とその対応
- 3 テーマ別の検証、見直しの状況
- 4 今後の予定

平成 30 年 4 月

1 これまでの経過

- ~ 県政について県民に説明する責任を果たし、県民の県政に対する理解と信頼を深める~
- 県では、昨年3月に策定した「山形県行財政改革推進プラン」の3本の柱のうち、「2 県民視点に立った県政運営の推進」において、県民との対話や県政運営の透明性確保に向けた情報公開等の取組を推進することとしており、特に県政の透明性を一層確保する取組の具体化を検討課題として認識してきたところ。
- 情報公開条例制定から 20 年を迎え、個人情報保護への県民の意識の変化、ICTの発達など、社会情勢も大きく変化している。県政運営の透明性の確保・向上を図るためには、不断の検討・検証を継続していくことが必要であることから、外部有識者の視点も入れ、政策決定過程の一層の透明化に留意しつつ、改めて、情報公開・提供全般について、幅広い観点から現状を検証するとともに今後の在り方について検討することとした。
- 〇 昨年 11 月に「情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会」を設置し、外部の視点も取り入れて幅広い観点から検証を行ってきた。
- 各テーマの現状について検証を行い、「i ルールの整備が必要なもの」、「ii 運用の見直しが必要なもの」、「iii 適正な運用がなされているもの」に仕分けし、i 及びii については、それぞれルールの整備及び運用の見直しを図る。iii については、その内容や考え方をまとめることとした。

《委員会での検討状況》

① 第1回委員会

平成29年12月25日(月)

[協議内容] 情報公開・提供の検証、見直しについて

設定した11テーマについて、「制度等の概要」と「現状」の分析と「検証、見直しの視点」(課題)の抽出

- ① 情報公開(公文書の開示等)
- ③ 歴史公文書の保存
- ⑤ 災害が発生した場合の公表
- ⑦ 会議等の公開
- ⑨ 記者発表などによる情報提供
- ① オープンデータ (統計情報等) などの推進

- ② 文書管理
 - ④ 事故・事件が発生した場合の公表
 - ⑥ 広聴案件に対する対応状況の情報提供
 - ⑧ 庁内会議の記録の作成・保存
 - ⑩ 県が保有する行政情報の積極的な提供

② 第2回委員会

平成30年2月13日(火)

〔協議内容〕 ① 情報公開・提供の類型化とその対応について

② 情報公開・提供の検証、見直しの方向性について

テーマ1 情報公開(公文書の開示等)

テーマ2 文書管理

テーマ4 事故・事件が発生した場合の公表

テーマ7 会議等の公開

③ 第3回委員会

平成30年3月23日(金)

[協議内容] ① 情報公開・提供の検証、見直しについて

テーマ1 情報公開(公文書の開示等)

テーマ2 文書管理

テーマ3 歴史公文書の保存

テーマ4 事故・事件が発生した場合の公表

テーマ 6 広聴案件に対する対応状況の情報提供

テーマ7 会議等の公開

テーマ9 記者発表などによる情報提供

② 中間取りまとめについて

2 情報公開、提供の類型化とその対応(稲葉委員の御提案を受けて)

類型		テーマ	基本方針	総論的な論点(意見	1)
1 請求があったら公開する義務がある=開示請 求権の保障 ※ 法律・条例に基づくもの		1 情報公開制度 [関連テーマ] 2 文書管理 ※ 情報公開は管理(保存)された公文書等 を公開するため。また、保存期間満了後の 文書の扱いということで、「3歴史公文書の 保存(保存面)」も関わる	- 申請に対し、法令等に従って適正に情報を公開する。 - 全テーマの公開・非公開の範囲の判断の基礎となる部分 ⇒ 先行的に協議	- 「制度の活性化・請求件数増が望ましい」とは単純には言えない。	○ 県民の信頼性の向上 を図るため、積極的に公表。 ○ 公表等に当たって、基 準や考え方が未整備、不 明瞭な点を整備し、さら により具体的な解釈や
無関係に法 令上の公開 義務がある 請求がなく ても公開・ 公表しなければならな い (例:条例等に	反が有る場合、個に影響するおそれ。争われる可能性あ 法の審査基準の公 、義務 反があっても、その権利利益に関連 もとづく審議会の 政事務に関する活	- ・ 行政処分の審査基準等を行政情報センターで公開 - ・ 県出資法人関係資料等を行政情報センター等で公開 * 本県では、条例で審議会の公開を規定している例はない。	・ 法令等に従って、適正に情報を公開する。	_	事例を提示することにより、できるだけ県としての統一的な運用を行う。 〇 それに向け、各テーマごとに、対象の捉え方が妥当か、取扱い基準が適切に設定されているか、運用が適切になされているかなどを検証する。・ 県民にはなじみの薄い
動報告と 3 任意的な 情報提供 法的義務は ない 動報告と ための情報提 ※ 法的に義務 ても、県民の	報告書の公表 政的責任を果たす	3 歴史公文書の保存 ※ 特に閲覧(利用)に供する観点で 4 事故・事件が発生した場合の公表	政治的・行政的責任をしっかり果たす観点で、適切に情報を提供する。 県民への説明責任を果たすという取組の目的に対し重要 任意的な情報提供であり、従来、基準等が必ずしも明確でなかった部分がある 受先的に協議	「どこま ・ 情報の伝え方の検討が必要 きか」とい ・ 県政へ関心がない人へ関 心を高めてもらうために どのように情報を提供していくかが大事 ・ 請求に対処するという考え方ではなく、県自らが、積極的に情報公開するこ	テーマである。 ・ 県との関わりがない と、提供されている情報 がすべてと受け取って いると思う。 ・ 若い世代の県政に対す る関心の低さが問題
提供 [例:生活 3 人等を引き	ス等としての情報活情報の提供など〕 ・込むためのプロモ ・(3 (何): 観光宣伝、イベ	5 災害が発生した場合の公表(行方不明者) 10 県が保有する行政情報の提供 11 オープンデータなどの推進	 コストにも留意しつつ、県民が求める情報をできる限り提供する。 ⇒広報施策 (戦略広報会議で検討中) 	とを通して県の活動の要 旨を広めていく(公開する 情報の選定や範囲を県が 主体的に先に発信する)こ とを提案したい。	なく、多く持って欲しい。 ※ 色々なテーマで同じような考えがあるので、整合性をとってやって欲しい。
ント情報提供なる 4 その他(情報提供の手法)		9 記者発表による情報提供			

[※] 論点欄の「〇」は県提示の検証、見直しの視点、「・」は委員会等での委員意見。

検証、見直しの視点	見直しの方向性及び検証結果等
(1) 不開示情報の基準	(本県の状況) 条例で、7つの不開示情報を規定 ①法令秘情報、②個人情報、③法人等情報、④公共安全維持情報、⑤意思形成過程情報 ⑥行政執行情報、⑦国等関係情報 (他 県) 「行政執行情報」を監査・検査、交渉・争訟などの項目毎に不開示理由を分けているのは 40 都府県 「国等関係情報」以外は、他都道府県でも規定 「国等関係情報」の規定有は全国で3道県(本県除く。東北他県も廃止済) 「意思形成過程情報」と「行政執行情報」において、国や他地方公共団体等の意思形成過程や行政執行 に支障を及ぼす場合は不開示とすることで対応
	《 改 善 案 》〇「行政執行情報」を項目毎に分け、不開示理由をより具体的に規定する。 〇「国等関係情報」を削除し、「意思形成過程情報」と「行政執行情報」の対象に「国の機関、独立行 政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人」等を加える。
(2) (運用)不開示となっている情報の範囲とその考え方の検証 ①法人等情報の具体的な範囲 ・どのような情報の開示が、法人等の正当な利益を害することになるのか ②意思形成過程の範囲 ・審議会等でどの部分を開示すると意思形成過程に影響するのか ③行政執行情報の範囲	(本県の状況) 「法人等情報」、「意思形成過程情報」、「行政執行情報」などの開示・不開示については、情報公開事務の手引(趣旨及び解釈)も参考に判断不服申立て、行政事件訴訟は全体として少ない。 ・不服申立て O件(24年度~28年度(取下げ除く)) ・行政事件訴訟 O件(26年度~28年度) ※平成29年度は12月末現在で、不服申立て1件、行政事件訴訟1件有り。
・どのような情報の開示が、事務・ 事業(将来の同種の事務・事業も 含む。)の適正な実施に支障を及 ぼすおそれがあるか	《検証結果》 開示・不開示の判断については、今後も判例や、他都道府県の状況などの情報を収集し、適切な判断ができるように研究
(3) 開示対象情報 ・現在、開示対象としている文書以外に開示対象とするべきものがあるか。	(本県の状況) 「テーマ2 文書管理」において、文書の定義や管理の方法(電子文書を含む)を検討 【 【 【 【 【 【 【 【 【 【 【 【 【

テーマ2:文書管理

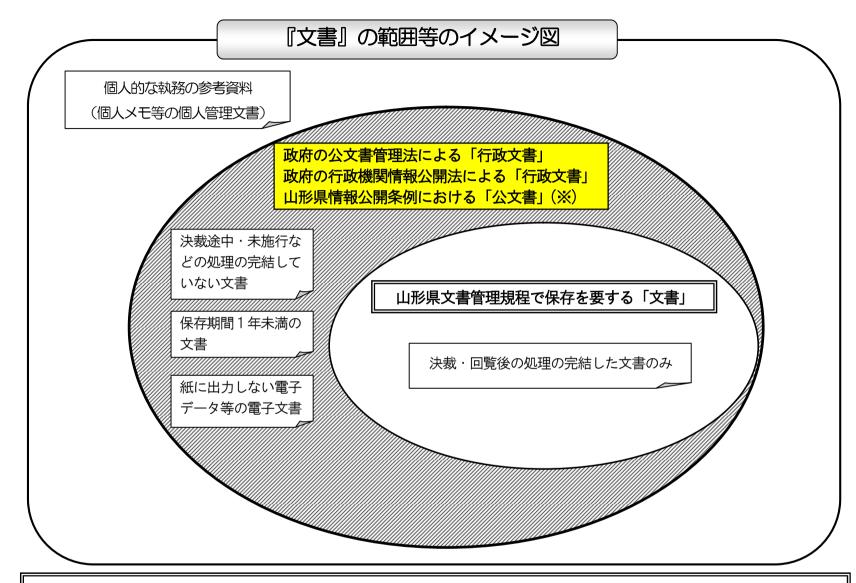
検証、見直しの視点		見直しの方向性及び検証結果等
(1) 山形県文書管理規程で管理	(本県の状況) (他 県)	文書管理規程上の「文書」と情報公開条例上の「公文書」の定義が異なる(別紙)。 約半数が、情報公開条例の定義と統一(本県の情報公開条例上の「公文書」の定義に相当)
する文書の範囲 ・原則、紙文書を管理するとい	<u> </u>	
う規定は妥当か。	《改善案》	文書管理規程の「文書」を「公文書」に改め、情報公開条例の「公文書」の定義に統一
(2) 電子文書 (データ) の取扱	(本県の状況)	電子データ等の管理について、明確な規定がなく、管理が不統一
いのルール	T.	(1)の見直しを踏まえ、電子文書も紙文書と同様の管理が必要
・電子メールなどをどの範囲で 管理すべきか。	《方 向 性》	政府の改正ガイドラインを受けた各府省の文書管理規則の改正動向等を踏まえて、具体的な管理方法を整理(第4回以降)
	(本県の状況) (政 府)	文書管理規程に、文書の作成義務の規定なし(「事務の処理は文書で行うことが原則」のみ) 昨年末にガイドラインを改正(「内部の打合せや外部との折衝の記録の扱い」などを規定)
	(他 県)	約半数が文書の作成義務を規定(公文書管理法第4条本文(※1)に準じた規定)
(3) 文書(記録等)の作成範囲 等		約半数が文書の作成義務を規定(公文書管理法第4条本文(※1)に準じた規定) ※1 行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証 することができるよう、軽微なものを除き、文書を作成しなければならない。
	↓ 《方 向 性》	※1 行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証
等 ・どのような文書 (記録等) を	↓ 《方 向 性》	※1 行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、軽微なものを除き、文書を作成しなければならない。 内部の打合せや外部との折衝の記録の取扱状況などについても今後の各府省の動向を踏まえて整理

検証、見直しの視点		見直しの方向性及び検証結果等
	(本県の状況)	文書管理規程では、文書の保存期間を1年~30年に区分(保存期間を定める文書類型35)保存を要する文書は「処理の完結した文書」と規定、また、文書の保存期間を延長する割合が高い。
(4) 文書の保存期間の妥当性及	(政府)	文書の保存期間を1年未満及び1年~30年と規定(決裁前の文書も公文書となり得る。)
び明確化		改正ガイドラインで、保存期間を1年未満にできる文書を7種類列挙
(5) 廃棄する場合の判断	(他 県)	保存期間を定める文書類型が、より詳細なところが多い。
・保存期間(基準) は適切に設 定され、適切に判断できる明確	1	
な基準であるか。	《方 向 性》	〇保存期間を定める文書類型をより詳細に区分
・保存期間(基準)を踏まえた		〇保存期間の見直し ①「永年」、「法令等で定める保存期間」等の区分の新設
廃棄がなされているか。		②文書の保存期間を延長する場合の文書主管課への協議手続の新設
		③文書の保存期間の起算点の明確化(第4回以降)

委員から次のような意見が出された。これらについても第4回以降に検討する。

- 1 公文書管理に関する条例の制定について検討してはどうか。
- 2 管理する公文書の範囲が広くなるため、混乱が生じないように個人管理文書と区分すべき。
- 3 国の公文書管理委員会のような第三者機関の設置を検討してはどうか。
- 4 各部署で文書管理をしている上でのコンプライアンスのチェックを行うべき。

(別紙)



(※) 山形県情報公開条例で規定する「公文書」の定義(第2条第3号)

公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真その他情報が記録された規則で定める記録媒体(フィルム及び電磁的記録媒体)であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- イ 一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧等の方法により情報が提供されているもの
- ロ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

テーマ3:歴史公文書の保存

検証、見直しの視点	見直しの方向性		
	(本県の状況)	山形県公文書センター:西村山地域振興局3階	
		歴史公文書所蔵数 1,375 冊、H28 年度選定数13冊 (近隣他県に比べ少ない)	
		(H31年度に県立図書館リニューアルに合わせて遊学館に移転予定(5,000冊収蔵可能))	
(1) 選定基準等の妥当性		選定方針:保存期間30年又は部長決裁以上の文書から選定する規定	
・適切に選定ができる明確		基準項目:詳細の定めがなく選定しにくい場合もある。	
な基準となっているか。	(国 他県)	「保存期間30年又は部長決裁以上の文書のなかから選定する」との規定はない。	
		本県より詳細な基準項目を定めているところも多い。	
	\blacksquare		
	《方 向 性》	主務課が適切に選定できるよう選定方針、基準項目について見直しを行う。	
	(本県の状況)	選定時期:保存期間終了後 判断にばらつきが生じたり	
	>	選定主体:主務課 選定しにくい場合もある。	
(2) 選定時期・主体の妥当性	(国 他県)	公文書管理法:保存期間満了前のできるだけ早い時期に保存期間が満了したときの措置(公文書	
・保存期間終了後に主務課		館等への移管又は廃棄)を設定(レコードスケジュールの設定)	
の判断で選定する方法は適		国、他県とも、専門職員やアーカイブズに関する研修を受けた者が選定に関与.	
当か。	《方 向 性》	〇保存期間満了前のできるだけ早い時期に「レコードスケジュール」の設定を行う方向で検討	
		〇レコードスケジュールの設定に学事文書課(公文書センター)も関与する方向で検討	
		〇アーカイブズに関する研修に職員を派遣する等、専門知識を持つ職員の育成を検討 	
 (3) 適正な運用の確保	(本県の状況)		
・基準に適合した文書が確		至学に旭日ひていては、体付別間の処式が11171は、歴史な文音に選定されていない。	
実に選定されているか。	→ 《方 向 性》	文書の保存期間の延長を真に必要なものに限定(テーマ2での対応) 	
大に歴化で40~~30~。	∥/」 円 土∥	人言の体質物間の進攻を共に必要なものに限定(丿―ヾとじの対応/	

テーマ4:事故・事件が発生した場合の公表

検証、見直しの視点	見直しの方向性
(1) 公表する事項についての	(本県の状況)
現在の考え方の妥当性	事故・事件が発生した場合の公表については、「パブリシティの手引き」において、「県は、持っている情
①基本理念の設定	報を県民に提供する責任があるという認識で判断し、行政の都合ではなく、県民の立場で考えることが必要」
②非公開情報等の整理	と規定している。
	《方向性》
	① 県民の立場で知りたい情報、県民が知っておくことが有益な情報、及び県としての責務を果たす必要が
	ある情報を積極的に公表
	② 非公開情報は、必要最小限にとどめ、例示を行うことにより、できる限り具体的に分かりやすく定める
(2) 個別に基準が必要な事	(本県の状況)
故・事件の種類	個別の公表基準(以下「個別基準」)の整備は24
①ガイドラインの策定	個別基準がない事案の公表については、県民への影響や関心度、過去の事例等を参考に、事案ごとに判断
②個別基準の策定が必要な	
事案の整理	《方向性》
,	① 個別基準策定の実効性の確保、県としての統一的な取扱いを図るため、基本的な考え方、公表に当たっ
	ての判断基準となるガイドラインを策定
	② これまでの公表実績、緊急性、県民への影響度などを踏まえ、個別基準が必要な事案を整理
	○県民の生活や健康への影響が懸念され、広く注意を喚起する必要がある事項
	〇公務の信頼性を確保し、行政の説明責任を果たすために公表すべき事項
	〇公の施設や行政サービスに関することなど、公共性の観点から公表すべき事項
(3) 現在の個別基準の内容と	(本県の状況)
運用の適正性	所管部が個別に公表基準を整備し、公表している。
ガイドラインを踏まえた	
検証	《方向性》
.53	ガイドラインを踏まえ、既存の個別基準の運用、内容等について、検証・見直しを行う
	Φ

第4回以降でガイドラインを策定。

ガイドライン骨子の内容:基本理念(県民、社会または県に直接的な影響を与えた、または与えると予想される事故・事件が発生した場合は、積極的に公表) 公表の手続き等(公表の要否を検討するに当たり、当該事案がもたらす県民等への影響などにより基準を設定)など

テーマ6:広聴案件に対する対応状況の情報提供

検証、見直しの視点		見直しの方向性及び検証結果等
(1) 広聴事案から除外する基準の 妥当性	(本県の状況) (平成 28 年度に寄せられた意見等は 1,344 件。このうち、広聴事案として対応したものは 430 件32.0%)、回答したものは 262 件(19.5%) にとどまっている。
		〇広聴事案から除外するもの(要綱及び総務部長通知により規定)
		(1) 処理の手続きが他の法令、条例、規程等で別に定められているもの (2) 職員が任命権者に対して行うもの (3) 既に捜査に着手された事件及び現に裁判所に係争中の事件に関する事案並びに裁判所において判決のあった事案 (4) その他この要綱に基づき取扱うことが適当でないもの ①県議会議員が議員活動の一環として行う提案、要望等 ②公開質問状 ③継続案件など担当部署で直接対応することが妥当と判断されるもの(349) ④単なる照会、質問等(97) ⑤県政とは直接関係がないもの(354) ⑥自らの営業を目的とするもの ⑦個人(職員を含む)の人格やプライバシーに関する内容のもの ⑧意見等の趣旨が不明なもの
		〇回答しないことができるもの(総務部長通知により規定)
	1	①匿名のもの(ただし、メールアドレスがわかるものには回答する。)(70) ②受理した時等に口頭で回答を行ったため、改めて文書回答の必要がないもの ③回答を求めない旨が明記されているもの ④同一内容で大量に提出され、回答が困難なもの ⑤回答しても同一の内容で反復継続して提出されるもの(46) ⑥その他、回答しないことに相応の理由があるもの(35)
	《改善案》	要綱を改正し、説明責任を果たす観点から原則回答を徹底するとともに、除外するものを限定
(2) 広聴事案をホームページで公 開しない基準の妥当性	(本県の状況)	平成 28 年度に寄せられた意見等 1,344 件のうち、県ホームページで公開したものは 220 件(16.4%)。 〇原則公開だが「内容が個別の事案で広く県民にお知らせするまでもないような事案の場合は、担当課の意向も踏まえ掲載しない」(「広聴関係事務処理の手引き」により規定)
	《改善案》	情報提供のため原則公開を徹底し、やむを得ない場合に限り非公開
(3) 全部を公開できない場合の運 用	(本県の状況) (↓	固別の事案などで一部が公開できないものは、全部公開していない。
	《改善案》	意見等の趣旨を損なわない範囲で、個人情報を削除し、一般化できる事案は公開

テーマ 7 : 会議等の公開

検証、見直しの視点	見直しの方向性及び改善案		
(1)「審議会等の公開に関する 指針」の妥当性 ア 対象となる会議の範囲が	 (本県の状況) 指針(趣旨) 審議会等が県の政策形成に果たす役割に鑑み、会議等を原則公開 (対象) 附属機関、要綱等に基づく協議会等(外部構成員を含む) ・要綱等でなく「個別の決裁に基づく」協議会等は対象外だが、政策形成過程に影響あり (他県) 41団体が本県とおおむね同様の一方、2団体が「個別の決裁に基づく」協議会等も対象 		
適切か。	《 改 善 案 》 現在の対象に、政策形成への関与が認められる「個別の決裁に基づく協議会等」を加える。		
イ 現行の非公開基準が妥当か。	 (本県の状況) 基準1 情報公開条例に規定する不開示情報に関し審議会等を行う場合 ・情報公開条例の不開示情報は、不開示とすべき情報を客観的かつ合理的に定めたもの ・公開により不利益や支障が生じることが明確 基準2 ①率直な意見交換が不当に阻害 ②意思決定の中立性が不当に損なわれる ③県民等に不当に混乱が生じる ④特定の者に不当に利益・不利益を及ぼす ・①~④は、基準1以外で、公開により議事運営に支障を及ぼす具体的なおそれを規定 ・公開により①~④のおそれがある場合は、非公開が妥当 (他 県) 基準1及び2ともに、他の都道府県もおおむね同様の基準 		
	《検証結果》 非公開基準については現行基準のとおりとする。 (基準2については、「客観的に明らかな場合」などの運用を行うこと)		
(2) 適切な運用の確保 ・ 非公開基準への適合は 適切か。	(本県の状況) 庁内調査により現在対象となっている会議(342件)の公開状況を把握↓		
	《 改 善 案 》 ・調査に合わせ非公開理由について運用の精査を行い、20 の会議を公開又は一部公開することとした。 こととした。 ・会議を非公開とする場合は、非公開の理由をホームページ等で具体的に明示する。		

テーマ9:記者発表などによる情報提供

検証、見直しの視点	見直しの方向性及び検証結果等
(1) 県民が求める情報の提供の実現・県民のニーズを踏まえ、必要な情報が提供(記者発表等)されているか。	 ・県から報道機関に対する県政情報の提供(パブリシティ)は、下記4手法により実施 ①知事記者会見における発表、②知事コメントの発出、③部局の記者発表(記者レク)、④プレスリリース ・H29 県政アンケート結果では、『県の情報発信について、更に「充実してほしい」または「充実すべき」と思う分野』の上位は「医療・介護・福祉」「観光」「まちづくり」「子育て」「防災・救急」「交通インフラ」 《 改 善 案 》 〇特に、県民等のニーズが高い分野の情報を中心に、情報発信を強化 〇各部局の新規施策、重点事業については、情報発信を強化
(2) 適切な方法での情報提供 ・発表や資料提供などそれぞれ の手法が適切に活用されて いるか。	 (本県の状況) ・県政アンケートによれば、県が行っている情報発信に対し、「評価する」「評価しない」は半々の割合。県の情報発信の手段として「更に充実して欲しい」ものはテレビ、新聞である (パブリシティが充分でない可能性)。 ・上記4手法のうち、「部局の記者発表(記者レク)」が、他県と比較して少ない。 ・「プレスリリース」は、訴求力がない、タイミングが悪い(事案の直前)など、「取り上げてもらう」ための努力不足のものがある。 ・これまでの傾向で、テレビ局が取材した案件はニュース映像として、各種計画、予算決算など分析が必要な案件は活字媒体として、それぞれ取り上げられる割合が高い。
	《 改 善 案 》 ○「情報が届いている」と評価されるよう更なる情報提供に注力。特に、報道機関の関心が高い案件、社会的に関心が高い案件については、動向を的確に捕捉し、本県の状況や対応等について記者発表(記者レク)を行うよう改善 ○他県で行われている記者発表案件は、本県でも各部局が積極的に記者発表(記者レク)を実施するよう改善 ○テレビ、新聞で取りあげてもらえるよう、計画的で、媒体を意識した訴求力のある情報提供を実践 (パブリシティ以外にも多様な媒体を活用し、県民に必要な情報が届くような情報発信に努める。)

〇 今後、検証、見直しを行うテーマ

テーマ	検証、見直しの視点
5 災害が発生した場合の公表	(1) 行方不明者等の個人情報を公表することが妥当な災害等の範囲 ・ 規模、状況、必要性(公益性と個人情報保護のバランス)など (2) 公表する個人情報の範囲 ・ 氏名、性別、年齢、住所など (3) 関係機関との調整 ・ 市町村、消防、警察など
8 庁内会議の記録の作成・保存	 (1)「会議の記録の作成・保存の徹底について(申合せ)」の基準の妥当性 ・ 一定の会議について、記録の作成・保存を義務づける必要性はないか。 (2) 記録形態の妥当性 ・ 会議の性質に応じて会議録、会議録要旨又は会議概要のうち、適切な記録形態が選択されているか。
10 県の保有する情報の積極的な提供	(1) 県民が求める行政資料等の提供の確保
11 オープンデータ(統計情報等)などの推進	・ 現在掲載しているオープンデータは、数的に十分か。また、種類・内容・形式は適切か。

4 今後の予定

- 引き続き今年度、委員会を数回開催し、残りのテーマについて協議を進める。
- 秋頃を目途に、すべてのテーマについての検証結果・改善案を提言する。

委員(敬称略、五十音順)

伊藤 眞知子 (東北公益文科大学教授・大学院公益学研究科長)

稲 葉 馨(東北大学大学院法科研究科教授)

小笠原 奈 菜(山形大学人文社会科学部准教授)

中 山 眞 一(公認会計士)

西 村 真由美 (大和証券株式会社山形支店長)

長谷川 泉 (株式会社山形銀行総合企画部部長)

星 川 務(公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会直前会長)

三 澤 香 織 (個人事業主)

峯 田 典 明(弁護士)